

模倣品の販売実態（国内）

（「平成16年上半期における主な生活経済事犯の検挙状況について¹」より）

平成16年8月に公表された警察庁の「平成16年上半期における主な生活経済事犯の検挙状況について」によると、「知的財産権侵害事犯は、検挙事件数、検挙人員とも統計開始（平成2年）以降最多となった。このうち販売等にインターネット・オークションやホームページ等のネットワークを利用した事犯についても、事件数、人員とも統計開始（平成8年）以降最多となった。」とのことである。

また、特徴として、「判明した範囲では、偽ブランド品はすべて韓国、中国等のアジア諸国から流入していた。」「ネットワーク利用事犯では、インターネット・オークションを利用した偽ブランド品・海賊版の販売事犯が約8割を占めたほか、公衆送信権侵害事犯を3事件検挙した。」等が挙げられている。

¹ 「平成16年上半期における主な生活経済事犯の検挙状況について」平成16年8月 警察庁
<http://www.npa.go.jp/safetylife/index.htm>

平成16年8月

**平成16年上半期における
主な生活経済事犯の検挙状況について**

警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室

目次

1	概要	1
2	検挙事件の事犯別状況	2
(1)	ヤミ金融事犯	2
(2)	廃棄物事犯	6
(3)	知的財産権侵害事犯	9

1 概要

平成16年上半期におけるヤミ金融事犯、廃棄物事犯、知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員は次のとおり。

事 犯	H16 上半期		H15 上半期（参考）	
ヤミ金融事犯	254 事件	516 人	229 事件	469 人
廃棄物事犯	1,511 事件	2,253 人	1,353 事件	2,065 人
知的財産権侵害事犯	187 事件	302 人	141 事件	220 人

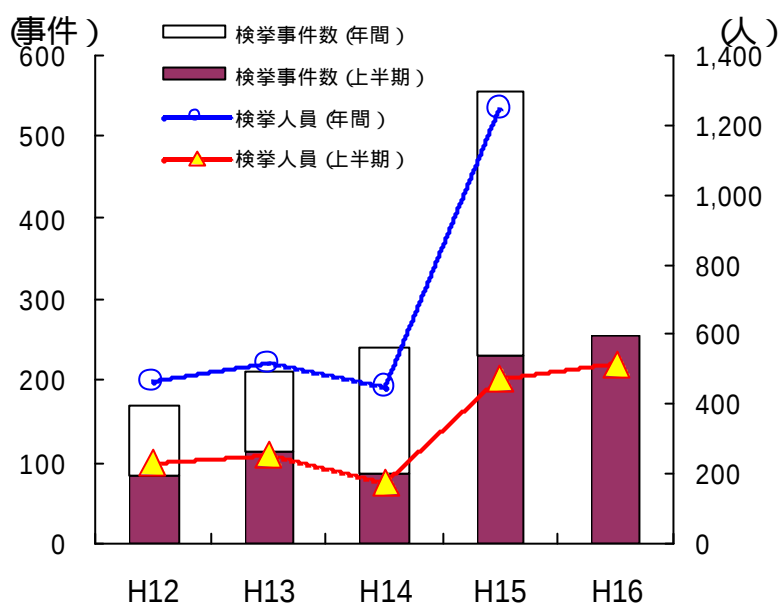
注 事件数とは、都道府県警察において検挙した生活経済事犯のうち警察庁に報告のあったものの、いわゆるヤマ数（事件単位ごとに計上した数）である。

2 検挙事件の事犯別状況

(1) ヤミ金融事犯

平成16年上半期のヤミ金融事犯の検挙事件数は254事件、検挙人員は516人、12法人であった。

ア 最近5年上半期におけるヤミ金融事犯の検挙状況



	H12	H13	H14	H15	H16
検 挙 事 件 数	84	112	86	229	254
検 挙 人 員	230	254	169	469	516
検 挙 法 人	3	2	5	9	12
被 害 人 員 等	24,831	51,419	42,346	165,983	202,690
被 害 額 等	80億1,804万円	128億2,369万円	66億5,696万円	173億6,624万円	222億4,342万円
(参考)					
検挙事件数 (年間)	168	210	238	556	-
検挙人員 (年間)	461	517	446	1,246	-

注1 ヤミ金融事犯としては、出資法違反（高金利）事件及び貸金業規制法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件を計上している。

2 平成12年については、当該年間の事件数等の1/2の数を計上している。

3 被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、詐欺の被害者等を計上している。

4 被害額等には、高金利に係る貸付金額、詐欺の被害額等を計上している。

イ 平成16年上半期の検挙状況

事 犯	事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等
			うち逮捕			
無登録・高金利事犯	118(42)	266	239	0	52,349	42億1,468万円
無 登 録 事 犯	20(9)	25	20	0	592	15億7,213万円
高 金 利 事 犯	103(16)	204	153	12	149,038	163億2,185万円
そ の 他	13(6)	21	18	0	711	1億3,476万円
総 数	254(73)	516	430	12	202,690	222億4,342万円

注 1 本資料の表中の無登録・高金利事犯には貸金業規制法（無登録）違反及び出資法（高金利）違反で検挙した事件数を、無登録事犯には貸金業規制法（無登録）違反で検挙した事件数を、高金利事犯には出資法（高金利）違反で検挙した事件数をそれぞれ計上している。

2 その他の検挙は、貸金業規制法（取立て行為の規制、書面不交付等）違反、詐欺、恐喝等である。

3 事件数欄の（ ）内の数字は、暴力団の構成員又は準構成員が被疑者である事件数を内数で示す。

○ 平成15年上半期（参考）

事 犯	事件数	検挙人員		検挙法人	被害人員等	被害額等
			うち逮捕			
無登録・高金利事犯	113(34)	258	218	1	43,687	56億1,116万円
無 登 録 事 犯	10(4)	15	13	0	1,022	9,804万円
高 金 利 事 犯	96(15)	172	127	7	120,387	115億6,844万円
そ の 他	10(3)	24	18	1	887	8,860万円
総 数	229(56)	469	376	9	165,983	173億6,624万円

ヤミ金融事犯は、検挙事件数、検挙人員、被害人員等、被害額等とも統計開始（検挙事件数及び人員は平成2年、被害人員等及び額等は平成8年）以降最多となった。

暴力団の構成員又は準構成員が被疑者である検挙事件は、全体の約29%（73事件）を占めた（前年同期は約24%）。

平成15年7月に成立したいわゆるヤミ金融対策法(注)を適用した事件は、16事件24人であった。

注 ヤミ金融対策法

平成15年7月に成立した貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律。同年9月に無登録業者の広告禁止、高金利要求罪等の一部の規定が先行して施行され、16年1月に全面施行された。

ウ 主要検挙事例

1 無登録貸金業者による自動車リースを仮装した貸金業規制法違反等事件

無登録貸金業者らが、平成13年3月から16年1月までの間、電話番号情報誌の金融業広告欄に「車で資金づくり、自動車金融、ご融資」等と広告を掲載して融資を勧誘し、申込者と自動車の売買契約を結び、買取り名下で金銭を貸付けた上、再度これをリースし、リース代金名下で利息を徴収する方法により、約280人に法定利息の約35倍から約70倍の高金利で約1億6,800万円を貸付けた。また、裁判所から過払い金に関して、債権差押命令の送達を受けた後、強制執行を免れる目的をもって、新たに開設した他社名義の口座に預金を移し替えた。16年5月までに、貸金業規制法(無登録・広告禁止)違反及び出資法(高金利)違反で9人を逮捕するとともに、そのうち1人を強制執行妨害罪で追送致した(広島)。

2 無登録貸金業者による貸金業規制法違反等事件

無登録貸金業者らが、平成15年5月から16年4月までの間、「出張貸付け、主婦・学生・飲食店経営者大歓迎」等と記載した広告を電柱に掲示して融資を勧誘し、携帯電話で顧客から融資申込みを受け、約50人に法定金利の約45倍から約64倍の高金利で約1,200万円を貸付けるとともに、利息を他人名義の口座に振り込ませた。また、16年4月、借り手に対する貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、同人が居住するマンション1階エレベータホールの壁に、同人の写真、借入れに関する事実等を記載した紙を貼り付けた。16年5月までに、貸金業規制法(無登録・取立て行為の規制)違反、出資法(高金利)及び組織的犯罪処罰法(犯罪収益等隠匿)違反で2人を逮捕した(兵庫)。

3 無登録貸金業者による貴金属レンタルを仮装した貸金業規制法違反等事件

無登録貸金業者らが、平成15年1月から16年2月までの間、「こんなの今までになかった。金(きん)貸します。レンタルジュエリー。」等と記載した広告を電柱に掲示して融資を勧誘し、申込者と貴金属のレンタル契約を仮装して、これを金銭に代わるものとして貸付け、顧客がこれを質入れして得た現金を貸付金とした上、そのレンタル代金名下で利息を徴収する方法により、約70人に法定利息の約10倍から約62倍の高金利で約260万円を貸付けた。また、大阪府知事の登録を受けた別の貸金業者の従業員が、自ら勤務する会社の顧客名簿を同業者に提供し、犯行を容易にして幫助した。16年3月までに、貸金業規制法(無登録)違反、出資法(高金利の禁止を免れる行為)違反及び屋外広告物条例違反で2人を逮捕するとともに、名簿を提供した従業員を貸金業規制法(無登録)違反の幫助で1人を逮捕した(大阪)。

4 登録貸金業者による出資法違反等事件

岩手県知事の登録を受けた貸金業者が、平成14年5月から16年2月までの間、「10万円迄、今すぐ振込み、電話審査のみ、090-xxxx-xxxx」等と記載した広告用ポケットティッシュを遊戯場の駐車場で配布して融資を勧誘し、携帯電話で顧客から融資申込みを受け、約400人に法定金利の約21倍から約42倍の高金利で約2,300万円を貸付けるとともに、利息を他人名義の口座に振り込ませた。また、同業者から依頼を受けた借り手が、同業者に譲り渡す目的で金融機関に口座を開設し、通帳、キャッシュカード等をだまし取った。16年3月までに、出資法(高金利)違反で6人を検挙(うち5人を逮捕)し、組織的犯罪処罰法(犯罪収益等隠匿)違反で5人を追送致するとともに、詐欺罪で3人を逮捕(うち1人は再逮捕)した(岩手)。

5 山口組傘下組織組長らによる貸金業規制法違反等事件

無登録で貸金業を営む山口組傘下組織組長らが、平成13年1月から16年2月までの間、口コミで融資を勧誘し、顧客から融資申込みを受け、約110人に法定金利の約13倍の高金利で約1億5,000万円を貸付けるとともに、利息を他人名義の口座に振り込ませた。16年2月までに、貸金業規制法(無登録)違反及び出資法(高金利)違反で7人を逮捕するとともに、組織的犯罪処罰法(犯罪収益等隠匿)で1人を追送致した(静岡)。

(参考)

山口組傘下組織関係者らによる組織的犯罪処罰法違反事件(捜査中)

平成15年中に検挙した山口組傘下組織関係者らによる出資法(高金利)違反等事件について、犯罪収益等に関して引き続き捜査した結果、次のような事実が判明している。

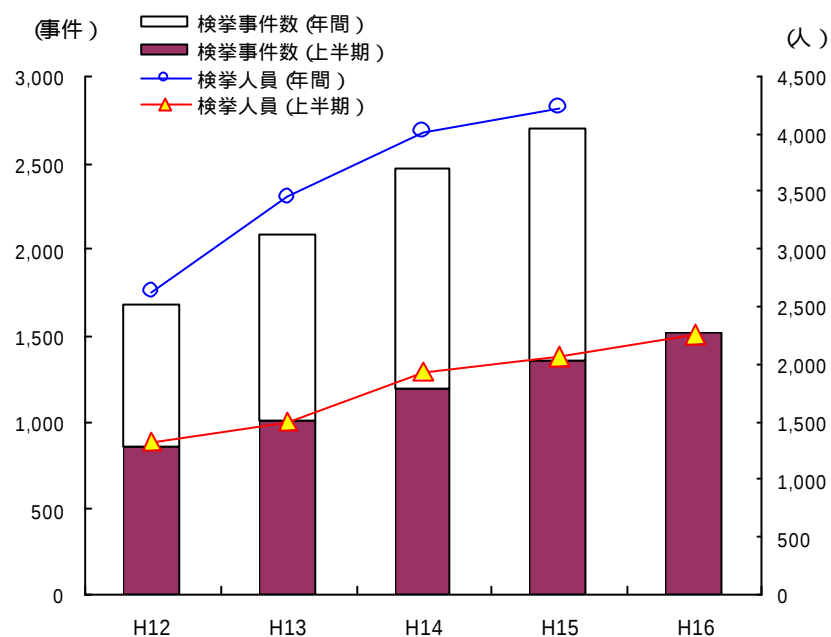
平成15年2月から5月までの間、同事件における犯罪収益等によって購入した割引金融債539枚(額面46億3,500万円)の犯罪収益等を隠匿しようと企て、香港特別行政区に所在するA銀行に口座を開設するとともに、同銀行に割引金融債の償還を委託し、同銀行の日本国内における常任代理人である外資系銀行から委託を受けた証券取引代行会社を介して、都内金融機関に償還を行わせ、同償還金を前記口座に入金させた。また、同口座からスイス連邦に所在するB銀行に開設した口座にA銀行をして、前記償還金を含む約51億円を送金等させた。

16年6月までに、組織的犯罪処罰法(犯罪収益等隠匿)で7人を逮捕した(警視庁)。

(2) 廃棄物事犯

平成16年上半期の廃棄物事犯の検挙事件数は1,511事件、検挙人員は2,253人、175法人であった。

ア 最近5年上半期における廃棄物事犯の検挙状況



	H12	H13	H14	H15	H16
検 挙 事 件 数	863	1,008	1,193	1,353	1,511
検 挙 人 員	1,318	1,496	1,937	2,065	2,253
検 挙 法 人	63	94	189	175	150
(参 考)					
検 挙 事 件 数 (年 間)	1,680	2,085	2,467	2,695	-
検 挙 人 員 (年 間)	2,630	3,445	4,023	4,227	-

イ 平成16年上半期の検挙状況

事 犯	事件数	検挙人員		検挙法人
			うち逮捕	
廃 棄 物 事 犯	1,511(40)	2,253	308	150
うち産業廃棄物事犯	344(26)	863	261	142

注 事件数欄の()内の数字は、暴力団の構成員又は準構成員が被疑者である事件数を内数で示す。

○ 平成15年上半期（参考）

事 犯	事件数	検挙人員		検挙法人
			うち逮捕	
廃 棄 物 事 犯	1,353(43)	2,065	363	175
うち産業廃棄物事犯	369(22)	892	329	165

廃棄物事犯は、検挙事件数、検挙人員とも増加し、それぞれ統計開始（平成2年）以降最多であった。

検挙事件の内容からみた廃棄物事犯の特徴としては、

- 軽油引取税の脱税を目的とした軽油の密造に伴い生じた硫酸ピッチ（注1）やスラッジ（注2）の不法投棄等の不適正処分事犯が昨年に引き続き増加し、検挙事件数は11事件（前年同期比＋3事件） 検挙人員は103人（前年同期比＋67人） 16法人（前年同期比＋14法人）で統計開始（平成10年）以降最多であった。

なお、軽油引取税の脱税の検挙（地方税法違反）は3事件であった。

- 法律上産業廃棄物の処理責任を負っている排出事業者を不法投棄、委託基準違反等で検挙した事件数は、162事件（前年同期比＋39事件）で統計開始（平成10年）以降最多であった。
- 産業廃棄物事犯のうち、行政指導・命令を無視した事犯の検挙事件数は37事件（前年1年間で52事件）であった。

等があげられる。

注1 硫酸ピッチ

軽油を精製する際、不純物として出る強酸性のタール状沈殿物。有害で、触れた場合には肌がただれたり、目に入ると失明の恐れがあるほか、鼻をつく亜硫酸ガスが発生し、吸入すると呼吸困難等の重い呼吸器障害を発生させる危険性がある。

注2 スラッジ

硫酸ピッチを取り除いた軽油を、さらに精製する際に不純物として出る泥状の沈殿物。強酸性のものは硫酸ピッチと同様の危険性を持つ。

ウ 主要検挙事例

1 山口組傘下組織幹部らによる硫酸ピッチ不法投棄事件

山口組傘下組織幹部らが、平成15年10月、千葉県内に所有する空き地において、軽油の密造に伴って生じた硫酸ピッチ80本を埋め立てて不法に投棄した。16年4月、廃棄物処理法違反で1法人4人を逮捕した（千葉）。

2 産業廃棄物処分業者らによる広域的な硫酸ピッチ無許可収集運搬等事件

産業廃棄物処分業者らが、平成13年6月から15年1月までの間、千葉県内の会社倉庫に保管されていた軽油の密造に伴って生じた硫酸ピッチ1,346本を、青森県内の会社敷地まで千葉県知事の許可を受けずに収集運搬した。16年5月、廃棄物処理法違反で2法人3人を逮捕した（青森）。

3 稲川会傘下組織組員らによる広域的な建設廃材等の不法投棄等事件

稲川会傘下組織組員らが、平成15年7月から10月までの間、群馬県内の山林や空き地において、東京都や神奈川県内の解体業者から委託された木くず、コンクリート片等約100立方メートルを不法に投棄した。16年5月までに、廃棄物処理法違反で1法人9人を逮捕した（群馬）。

4 行政指導・命令を無視した建設廃材等の不法投棄等事件

解体業者が、平成14年12月から16年2月までの間、再三の行政指導に従わず、更に宮城県知事の改善命令も履行しないで、宮城県内に所有する会社敷地内に木くずやガレキ類等約8,260立方メートルを放置し、不法に投棄した。同知事からの告発を受け、16年6月、廃棄物処理法違反で1法人2人を逮捕した（宮城）。

（参考）

軽油製造販売業者らによる軽油の密造に係る地方税法違反等事件

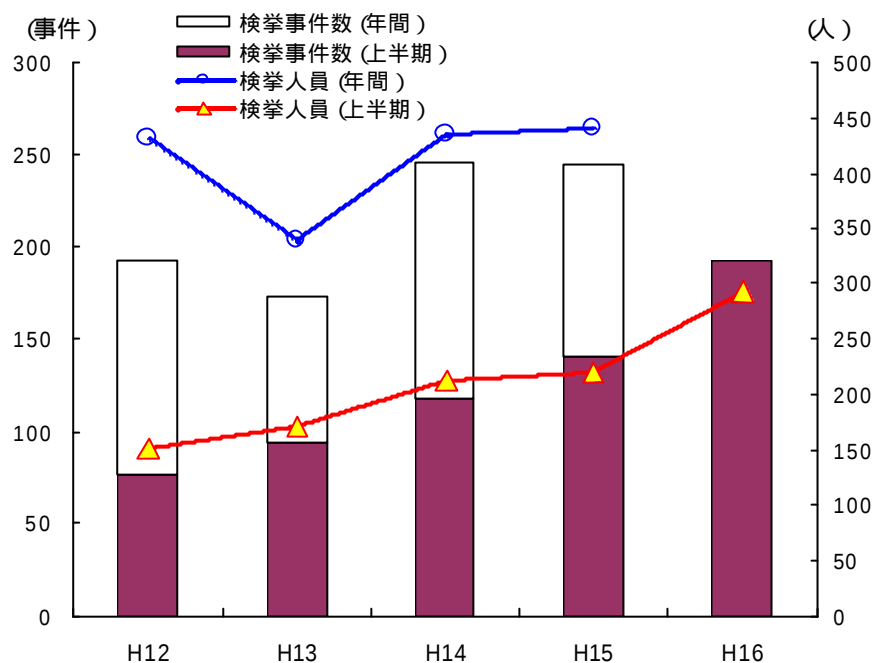
軽油製造販売業者らが、平成14年3月から15年1月までの間、重油と軽油を混和させた軽油を密造し、運送会社等に販売した際に、虚偽の請求書を発行するなどして、課税済の軽油を販売したように装い、軽油引取税約2億1,900万円を申告納付せず脱税した。16年2月、地方税法違反で6人を逮捕した。

なお、上記軽油の密造に伴って生じた硫酸ピッチ147本、スラッジ約24トン等を不法に投棄した事件で、昨年9月以降、廃棄物処理法違反で1法人13人を検挙（うち5人逮捕）している（京都）。

(3) 知的財産権侵害事犯

平成16年上半期の知的財産権侵害事犯の検挙事件数は187事件、検挙人員は302人、14法人であった。

ア 最近5年上半期における知的財産権侵害事犯の検挙状況



	H12	H13	H14	H15	H16
検 挙 事 件 数	76	94	118	141	187
検 挙 人 員	151	172	213	220	302
検 挙 法 人	15	20	18	19	14
(参 考)					
検 挙 事 件 数 (年 間)	193	173	246	245	-
検 挙 人 員 (年 間)	431	340	435	431	-

イ 平成16年上半期の検挙状況

事 件	事件数	検挙人員		検挙法人
			うち逮捕	
偽ブランド事犯等商標法違反事件	135(8)	239	184	10
うちネットワーク利用	25	51	41	1
海賊版事犯等著作権法違反事件	52(2)	63	46	4
うちネットワーク利用	36	41	33	0
その他の	0	0	0	0
うちネットワーク利用	0	0	0	0
計	187(10)	302	230	14
うちネットワーク利用	61	92	74	1

注1 その他は、実用新案法違反、不正競争防止法違反等である。

2 事件数欄の()内の数字は、暴力団の構成員又は準構成員が被疑者である事件数を内数で示す。

○ 平成15年上半期(参考)

事 件	事件数	検挙人員		検挙法人
			うち逮捕	
偽ブランド事犯等商標法違反事件	92(4)	141	101	10
うちネットワーク利用	15(1)	22	13	1
海賊版事犯等著作権法違反事件	43(1)	68	40	6
うちネットワーク利用	22	32	21	1
その他の	6	11	7	3
うちネットワーク利用	1	2	2	0
計	141(5)	220	148	19
うちネットワーク利用	38(1)	56	36	2

知的財産権侵害事犯は、検挙事件数、検挙人員とも統計開始（平成２年）以降最多となった。このうち販売等にインターネット・オークションやホームページ等のネットワークを利用した事犯についても、事件数、人員とも統計開始（平成８年）以降最多となった。

検挙事件の内容からみた知的財産権侵害事犯の特徴としては、

- 判明した範囲では、偽ブランド品はすべて韓国、中国等のアジア諸国から流入していた。
- 商標法違反事件の販売形態は、街頭販売（約39％）、店舗販売（約27％）、インターネットによる販売（約19％）等様々であるが、街頭販売事犯では来日外国人による事犯が約６割を占め、そのうち９割がイスラエル人によるものであった。
- 海賊版事犯等著作権法違反事件では、会社員や学生等の一般のパソコンユーザーが海賊版CDやDVDを作成し、販売している事犯が約６割を占めた。
- ネットワーク利用事犯では、インターネット・オークションを利用した偽ブランド品・海賊版の販売事犯が約８割を占めたほか、公衆送信権侵害事犯を３事件検挙した。

等が挙げられる。

ウ 主要検挙事例

1 会社役員らによる偽ブランド品販売に係る商標法違反事件

会社役員らが、平成16年４月、愛知県内に所有する店舗等において海外から密輸入した偽ブランド品（バック等）を自社のオリジナル商品と称して販売する目的で所持した。16年５月、商標法違反で４人を逮捕し、偽ブランド品約20,000点を押収した（愛知）。

2 繁華街におけるイスラエル人による偽ブランド品販売に係る商標法違反事件

イスラエル人が、平成16年４月、都内の繁華街の露店において、偽ブランド品（腕時計）を販売する目的で所持した。16年４月、商標法違反で２人を逮捕した（警視庁）。

3 インターネット・オークションを利用した海賊版ソフト販売に係る著作権法違反事件

無職者が、平成15年６月、無断で複製したカーナビゲーション用ソフトをインターネット・オークションを利用して販売し、販売代金を架空名義の口座に振り込ませた。16年２月、著作権法違反で逮捕するとともに、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）詐欺罪等で追送致した（福島）。

ホームページを利用してゲームソフトの画像をインターネット上で公開した公衆送信権の侵害に係る著作権法違反事件

会社員が、平成15年12月から16年4月までの間、自己のホームページを利用してゲームソフトの画像を蔵置し、不特定多数の者がダウンロードできる状態にした。サイバーパトロールにより捜査の端緒を得て、16年5月、著作権法（公衆送信権の侵害）違反で逮捕した（福岡）。

（参考）**ファイル共有ソフトWinnyの開発に係る著作権法違反事件**

昨年11月、ファイル共有ソフトWinnyを利用して著作権者に無許諾で映画やゲームの著作物を自動公衆送信可能な状態にした自営業者ら2人を著作権法（公衆送信権の侵害）違反で検挙した。

その後の継続捜査により、同ソフトを開発した大学院助手が、同ソフトが不特定多数の者により著作権を侵害する情報の送受信に広く利用されていることを認識しながら、それを認容し、あえて前記2人にダウンロードさせて提供し、その違法行為を幫助した事実を解明し、16年5月著作権法（公衆送信権の侵害）違反の幫助で逮捕している（京都）。